

# 一般社団法人宮崎県理学療法士会 定款細則

## (総則)

第1条 この細則は、一般社団法人 宮崎県理学療法士会定款に基づき、定款施行の円滑運用のために定める。

## (運営の基本に関する項)

第2条 この法人が行う事業、活動については組織図に基づき、原則として上位役職の指示もしくは承認を得て実施し、常にその責任の所在を明らかにしておくものとする。

## (会員に関する項)

第3条 この法人の定款第6条第1項1号に規定する正会員は、公益社団法人日本理学療法士協会に所属するものとする。

- 2 入会・退会及び異動の手続きは、この法人所定の用紙をもってすべて理事会に提出するものとする。
- 3 正会員は、特別な事情がある場合、この法人所定の様式に基づく届出により、理事会の承認を得て1年を単位として休会することができる。休会中の会員から会費は徴収しない。休会中は、この法人からの連絡は行わない。
- 4 休会事由が解消した際は、すみやかに復会しなければならない。

## (会費に関する項)

第4条 この法人の会費は年額 10,000 円とする。会費は当年度入会者を除き前年度の3月末日までに納入しなければならない。

- 2 入会金は 5000 円とする。
- 3 賛助会員会費は、年額 1 口 10,000 円とする。
- 4 名誉会員の会費は、免除する。

## (役員に関する項)

第5条 会長は、局・委員会及び専門部を置き、会務の運営にあたる。

- 2 局長は、理事会が任命により局を統括する。
- 3 委員長は、会長の任命により委員会を統括する。
- 4 専門部の部長は、会長の任命により専門部を運営する。部員は、部長が専任して、会長が委嘱する。
- 5 会長が必要と認めるとき、委員長及び部長は理事会で意見を述べることができる。

第6条 常任理事は、会長の任命により、組織図に基づき、各々の部署を担当する。部長の兼任はできない。ただし委員の兼任は妨げない。

第7条 理事の担当する職務および専門部の職務分担については、職務権限規定（別に）に定める。

## (顧問及び相談役に関する項)

第8条 この法人には、本会の運営に関する重要な事項に関して、会長の諮問に応ずるために顧問及び相談役をおくことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

第9条 顧問及び相談役は無報酬とする。

- 2 顧問及び相談役には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、別に定める役員等の報酬及び費用に関する規定を準用する。

(部長等の選任に関する項)

第10条 部長の選任は、役員改選後の理事会において行う。

第11条 専門部の部員の選任については、担当理事ならびに部長が協議して決める。尚、その結果は、理事会の承認を得るものとする。

第12条 部長及び部員の任期については、定款第28条を準用する。

(理事会に関する項)

第13条 理事会は、次期総会までの会務を執行する。

2 理事会は、原則的に年5回以上開催する。

(資産管理に関する項)

第14条 この法人定款第39条の資産管理方法は、事務局で立案し、理事会の議決を経て、会長が担当者に管理を委託する。

(財務に関する項)

第15条 備品台帳には、購入価格に関係なく記載するものとする。

第16条 この法人の正会員が、行動する為の運賃、宿泊料など、旅費に関する経費の算定、支出は、役員等の報酬及び費用に関する規程に定めるところに従うものとする。

2 旅費等は、この法人の正会員が、この法人の命を受けて、その用務遂行のため行動する場合に限り、旅費規程により算定を行い支給するものとする。

(表彰に関する項)

第17条 会員の表彰について、その種類や基準等については、表彰規程(別に)に定める。

(慶弔に関する項)

第18条 この法人の慶弔に関しては、次による。

- (1) 会員又はその配偶者が死亡した場合、香典を贈る。
- (2) 会長が認めた場合、弔・祝電など適切な慶弔行為ができる。
- (3) 会員又はその親族に慶弔事が生じたときは、担当理事にすみやかに報告する。
- (4) 地域担当部長は、所属会員から届けを受けた場合、ただちに会長に報告する。

(細則の改廃に関する項)

第19条 この細則の変更は、理事会の議決を経て、総会で承認を受けることとする。

附則

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

附則

- 1 この細則は、会費納入期限を変更して平成29年10月1日より施行する。